

○金沢大学資料館規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 89 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 15 条の規定に基づき、金沢大学資料館(以下「資料館」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 資料館は、学内共同利用施設として、金沢大学(以下「本学」という。)及び本学の前身校(金沢医科大学、金沢医科大学薬学専門部、金沢工業専門学校、第四高等学校、石川師範学校(男子部、女子部)、金沢高等師範学校及び石川青年師範学校等をいう。)に関わる資料を収集、整理及び保存並びに展示、公開し、教育研究活動に資するとともに、本学の管理運営、学生・職員の自校教育、社会貢献及び地域文化の発展、向上等に寄与するための情報を提供することを目的とする。

(業務)

第 3 条 資料館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存並びに展示、公開
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 他機関等との相互交流
- (4) その他資料館の目的達成のために必要な業務

(職員)

第 4 条 資料館に次の職員を置く。

- (1) 資料館長(以下「館長」という。)
 - (2) 研究員
- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、資料館副館長(以下「副館長」という。)及び客員研究員その他の職員を置くことができる。

(館長)

第 5 条 館長は、本学の専任の教授(常勤の特任教授を含む。)のうちから、学長が任命する。

- 2 学長は、館長の選考を行う必要が生じたときは、関係部局長に館長候補者の推薦を求め、推薦された候補者を参考とし、金沢大学教育研究評議会の議を経て、館長を選考する。
- 3 館長は、資料館の管理運営を総括する。
- 4 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 館長が欠けたときの補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副館長)

第 5 条の 2 副館長は、本学の常時勤務の職員のうちから、館長が選考する。

- 2 副館長は、館長を補佐する。
- 3 副館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度途中で新たに副館長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、当該採用年度の翌年度の末日までとする。

(研究員)

第6条 研究員は、本学の職員のうちから、館長が選考する。

- 2 研究員は、館長の依頼に基づき、資料館の業務遂行に必要な調査研究を行うとともに、資料の収集、整理、保存、展示等について専門的、技術的指導を行う。
- 3 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度途中で新たに研究員となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、当該採用年度の翌年度の末日までとする。

(客員研究員)

第7条 客員研究員は、本学の職員以外の研究者のうちから、館長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 客員研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 年度途中で新たに客員研究員となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、当該採用年度の翌年度の末日までとする。

(委員会)

第8条 資料館に、金沢大学資料館委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、資料館に関し、次の事項を審議する。
 - (1) 管理運営に関する重要事項
 - (2) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 資料の収集、整理、保存、展示等に関する事項
 - (5) 資料目録、機関誌等の発行に関する事項
 - (6) その他館長が必要と認めた事項
- 3 前項第1号に定める事項の基本方針及び同項第2号に定める事項並びに概算要求の方針その他重要事項については、金沢大学情報企画会議の議を経るものとする。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 金沢大学情報企画会議の委員のうちから選出された者 若干人
- 2 前項に掲げる者のほか、委員として、次に掲げる者を加えることができる。
 - (1) 副館長
 - (2) 館長が指名する研究員 若干人

(委員の任期)

- 第10条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前条第2項第1号の委員の任期は、副館長の任期とする。
 - 4 前条第2項第2号の委員の任期は、研究員の任期とする。ただし、指名する館長の任期の末日以前でなければならない。

(委員長)

- 第11条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

(委員会の会議)

- 第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第13条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

- 第14条 資料館に、特定の事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

(事務)

- 第15条 資料館の事務は、情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、資料館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 29 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。